



2024年度

学校法人さかえ学園
幼保連携型認定こども園
谷津幼稚園

重要事項説明書 園生活のしおり

〒354-0024

埼玉県富士見市鶴瀬東2-13-17

TEL 049-251-3468 (幼児部)

049-293-6048 (乳児部)

FAX 049-293-6058

毎年更新します。学年末まで大切に保管してください。
来年度はコミュナビで配信予定です。

園児名



乳児部・幼児部共通 重要事項説明書

1 提供する教育及び保育の内容

- ① 教育及び保育の方針 1
- ② 教育・保育の特色 1
- ③ 職員構成 2
- ④ 教育・保育を行う日、時間 2
- ⑤ 協力保育期間 2

2 実費徴収額

- ① 乳幼児納付金 3
- ② 延長保育料金 5
- ③ 利用開始及び修了に関する事項 5

3 その他

- ① 緊急時の対応及び非常災害対策 6
- ② 提携する医療機関等 6
- ③ 虐待の防止のための措置に関する事項緊急時の対応及び非常災害対策 . 6
- ④ 要望・相談・苦情等の受付 7
- ⑤ 保険の種類・保険事故・保険金額 7
- ⑥ 守秘義務及び個人情報の取扱いについて 7

谷津幼稚園の概要

施設の名 称	学校法人さかえ学園 幼保連携型認定こども園 谷津幼稚園
施設の所在地	埼玉県富士見市鶴瀬東二丁目 13 番 17 号
連 絡 先	049-251-3468 (3・4・5歳児) 049-293-6048 (0・1・2歳児)
理事長・園長	萩原 栄
対 象 園 児	産休明け～小学校就学前の園児
利 用 定 員	1号認定 291名 2号認定 54名 3号認定 36名
開設年月日	幼稚園 昭和41年4月1日 幼保連携型認定こども園 令和5年4月1日

1 提供する教育及び保育の内容

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、次に掲げる教育・保育その他の便宜の提供を行います。

① 教育及び保育の方針

- ◆「健康で明るく元気な子」
- ◆「仲良く遊べる子」
- ◆「良い悪いの区別ができておもいやりのある子」
- ◆「よく聞き、よく話し、よく見て、よく考え、表現のできる子」

② 教育・保育の特色

“わくわく”と“のびのび”がここにある

子どもたちにとって、生活の中にはあらゆる場面に学びが溢れています。本園では、“わくわく”と“のびのび”を大切に、心身の健やかな成長を促すような機会をたくさん提供できるよう努めています。

◆体力づくり ～のびのび育つ環境を～

大切な幼児期に必要なことの一つに心身の健康があります。全ての活動は健康な心身があってこそ。本園では広い園庭を生かし、他者との信頼関係の下で情緒を安定させ、自分のやりたい事に向かって「のびのび」と取り組める環境を大切にしています。

◆食育 ～大地の恵みをいただきながら～

園庭には畑と田んぼ、そして、数々の実のなる木が植えられています。野菜の苗を植える段階から収穫体験を経て、大地の恵みに感謝しながらいただきます。日々生活する中で生長する食物に興味を持ち、観察をし、匂いを嗅いだり触ってみたり、探求心に火がついた子どもたちが感動を味わえるような直接観察体験を大切にしています。また、給食の時間には、マナーや作ってくれた方への感謝の心も大切にしています。この食育が元となり、徳育・知育・体育とつながっていくわけです。

◆リトミック ～音楽活動を通して～

様々なピアノの曲に合わせて歌いながら身体を動かします。即時反応やバランス感覚を養い、怪我をしにくい、しなやかな身体を作ります。

リトミックは、子どもの情操教育・音感教育に大きな影響を与える教育法です。人間形成の土台ができるこの時期に音楽の持つ素晴らしい力を活用し、子どもの潜在的な基礎能力（集中力、思考力、判断力、記憶力、想像力、表現力、社会性等）をバランスよく伸ばしたいと考えております。また、子どもたちが主体的に活動できるように、遊びの中で音楽を楽しめるような活動を心がけております。

◆正課の指導

【体育指導】 各学年週1回、スポーツクラブの体育講師が鉄棒や跳び箱、なわとびやマット運動などを指導します。運動神経と感覚神経の発達を促し、豊かに生きるための基礎体力をに付けます。また、6月～8月の夏季は同講師によるプール指導を行います。年長組は夏休みに有料での短期集中講座を設定しております。

《指導員》 年少組：コスモスポーツクラブ 年中・年長組：トワースアドリーム

【英語指導】 英語課外教室を担当する講師による英語の時間を以下の通り設けています。

年少組：年度の後半に10回程度 年中組：週1回 20分 年長組：週1回 30分

小学校から始まる英語教育に苦手意識を持たないように、また将来の子ども達の選択肢を増やすグローバルな環境を提供しています。

◆課外活動（3歳児クラスより／2号認定も参加可能）

スポーツクラブ、サッカークラブ、新体操教室、グレープシード（週3回英会話教室）、ECC（週1回英会話教室）、美術教室、学研教室

◆子育て支援事業

- ・未就園児子育て支援
- ・育児相談、個人面談
- ・子育てフォーラム参加
- ・特別支援の必要と思われる親子支援

③ 職員構成

職 種	職員数 ※1	備考	勤務時間帯 ※3
管理者	1	常勤1名	6:45~20:00内シフト制
保育士および職員	78	常勤36名、非常勤42名	6:45~20:00内シフト制
株式会社LEOC 調理員	7	常勤2名、非常勤5名 ※2	業務委託先企業の規則に準ずる

※1 一覧表に記載されている人数の他、必要に応じてその職員を配置しています。

※2 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

※3 ローテーションにより、各教諭の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

④ 教育・保育を行う日、時間

利用区分	利用時間	休園日
1号認定	月～金曜日 8:30~14:00	・土曜日、日曜日、祝日、創立記念日、県民の日 ・夏期休業、冬期休業、春期休業 その他、園が必要と認める日
2号3号認定 (標準時間)	月～土曜日 7:30~18:30	・日曜日 ・年末年始(12月29日から1月3日) ・祝日(国民の祝日に関する法律に規定する日)
2号3号認定 (短時間)	月～土曜日 8:30~16:30	

※ 1号認定・2号認定の教育時間は10時00分~14時00分とします。

※ 2号3号認定へ実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、本園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。

※ 教育・保育上必要があり、また、やむを得ない事情がある時は休園日に教育・保育を行う場合があります。

※ 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に休園日とする場合があります。

※ 原則として2号3号認定の場合、休園日以外の休園はありませんが、各家庭の休みや保護者の定休日、週休2日制に伴う土曜休日、盆休みなどが「それぞれの子どもの休日」です。

開園しているから登園させなければならないわけではありません。

保護者の方が休日の場合は、お子様と一緒に過ごしてください。

⑤ 協力保育期間

職員の資質向上を目的とした研修や新年度準備などのため、可能な限りご家庭で過ごしていただけるよう協力をお願いする保育期間です。趣旨をご理解いただき、勤務やご家庭内の調整が可能な方はご協力をお願い致します。

2 実費徴収額

① 乳幼児納付金

教育・保育の実施にかかる実費分として、以下の金額を口座振替にて徴収します。

【支払方法：口座振替】

引落日：毎月15日（土日祝日の場合は、翌営業日） 例）4月分：4月15日引き落とし

令和6年度 乳幼児納付金一覧

費目	細目	1号・新2号認定(園に申込)			2号認定(市に申請)			3号認定(市に申請)			納付時期
		年長	年中	年少	年長	年中	年少	2歳児クラス	1歳児クラス	0歳児クラス	
① 保育料	保育料※1	0(※公定価格と同額の為、費用はかかりません)						市の規定による保育料			毎月
② 特定負担額	教育充実費(R5入園)※2	4,200						/	/	/	
	施設設備維持関係費※3	1,500			2,250			/	/	/	
	保険衛生費※4	/	/	/	/	/	/	1,000			
③ 実費徴収額	給食費(主食+副食)※5	6,300			7,700			/	/	/	受取り時
	通園バス※6	4,000						利用不可			
	制服・用品※7	一式、50,000円程度						1,100円程度			
	おむつ※8	/	/	/	/	/	/	2,508			毎月
	コットカバー※9	/	/	/	/	/	/	990			
④ 預かり金	卒園積立金※10	1,200	/	/	1,200	/	/	/	/	翌月	
⑤ その他	延長保育	別途一覧表参照								翌月	
※合計		13,200	12,000	12,000	15,350	14,150	14,150	4,498	4,498	4,498	

※合計は、①保育料、③通園バス費(希望者)、③制服・用品、⑤延長保育料を含んでいません。

※③の実費徴収額は、価格の高騰による仕入値に変動があった場合、年度途中で価格変更の可能性があります。

【諸費用 補足説明】

- ※1 1号認定・新2号認定：25,700円は無償
2号認定：標準時間(7:30~18:30)又は短時間(8:30~16:30)の時間内は無償
3号認定：毎月の利用者負担額(保育料)は居住地の市町村が定める額
- ※2 正課指導、人員配置、園外保育(※大型観光バスを利用する遠足を除く)、教育保育教材、食育活動等の認可基準以上の費用に充てられます。
- ※3 園庭や園舎、その他教育環境の修繕や維持管理費に充てられます。1号認定と2・3号認定で価格差が生じるのは施設を使用する時間と頻度の差です。
- ※4 おむつ・コットカバー処理、使い捨てペーパータオル、消毒等の衛生面に係る費用です。
- ※5 3号認定：0円です。(主食費、副食費ともに保育料に含まれています)
3~5歳児の欠席等による返金はありません。
1・新2号：主食費 1,800円 副食費 4,500円 計 6,300円(年間75,600円÷12ヶ月)
※1・新2号のみ、長期休み中の給食提供は別途費用がかかります。
2号：主食費 2,700円 副食費 5,000円 計 7,700円(年間92,400円÷12ヶ月)
- ※6 園バスを利用して通園している方が対象です。(年間48,000円÷12ヶ月)
3号認定はバス利用不可です。
- ※7 制服、用品等の個人持ちの物品です。0~2歳児クラスの方は、カラー帽子代です。
- ※8 おむつ利用中は、提携業者に直接お支払いいただきます。
- ※9 0~2歳児クラスの方は、コット(午睡用簡易ベッド)カバー代を提携業者に直接お支払いいただきます。
- ※10 年長(5歳児クラス)のみ対象となります。卒園アルバムや記念品、卒園を祝う会、お別れ遠足、その他卒園に係る費用に充てられます。

◆請求金額について

- いずれの費用も法令や制度の変更、税制や物価の変動、教育保育の質向上の為の取り組みにより年度途中や年度ごとに変更になる場合があります。
- 毎月の費用は年額を12分割したものです。在園中は毎月お支払いいただきます。
※欠席等による毎月の請求額の変更はありません。
※諸道具及び災害保険負担金は新年度用品として詳細をお知らせします。

◆退園について

- 退園される場合、園および市町村への届け出がされていない場合は在園とみなされ費用が発生します。
- 毎月の諸費用はその月の1日に籍がある場合、1ヶ月分の負担となってしまいます。
転園や転居の際は早めにご連絡ください。
- 一旦納付された費用につきましては返金することができません。

◆新2号・1号認定の方の給食費について

- 午前保育、長期休暇中の午前の部ご利用の際の給食費は、1回370円です。
- 預かり保育を頻繁に利用される新2号認定の方、また1号認定の方のうち、ご希望の方は2号認定の方と同額の給食費を納入いただくことで、預かり保育利用時の給食費の別途徴収が免除されます。
- 午前保育や長期休暇中も預かり保育を多く利用される方は、こちらがお得になることもありますのでご利用の状況に応じてご検討ください。

◆滞納があった場合の取扱について

- 保育料等の支払について滞納があった場合には、過去のお支払状況等を考慮し、本園の判断により原則として連続2ヶ月滞納があった場合は、退園とさせていただくことがあります。

② 延長保育料金

令和6年度 延長保育料金一覧表

※各認定ともに、延長保育時間を超えてのご利用があった場合、別途料金をいただきます。

1・新2号認定(3.4.5歳児)

	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
通常保育	利用不可	①	保育時間(8:30~14:00)					②			④	利用不可	
午前保育	利用不可	①	保育時間(8:30~11:30)			③						④	利用不可
長期休み中	利用不可	①	⑤				⑤				④	利用不可	

①8:00~8:30 200円/日 ②14:01~17:30 600円/日 ③11:31~17:30 800円/日 ※1・新2号は月極料金無し

④17:31~18:00 200円/日 ⑤8:30~13:00(午前の部)、13:01~17:30(午後の部) 各800円/日

2号認定(3.4.5歳児)

※土曜日の延長保育は無し ※短時間認定の延長料金の月極料金設定は無し

	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	
標準時間	⑥	保育時間(7:30~18:30)										⑦	⑧	
短時間	⑨	⑨	⑨	保育時間(8:30~16:30)						⑨	⑨	⑨	⑨	⑨

⑥7:00~7:30 月極2,500円・スポット300円(30分)

⑦18:31~19:00 月極2,500円・スポット300円(30分)

⑧19:01~19:30 月極1,500円・スポット300円(30分)

⑨7:00~8:30、16:31~19:30 スポット300円(30分)

3号認定(0.1.2歳児)

※土曜日の延長保育は無し ※短時間認定の延長料金の月極料金設定は無し

	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00
標準時間	⑩	保育時間(7:30~18:30)										⑪	⑫
短時間	⑬	⑬	⑬	保育時間(8:30~16:30)						⑬	⑬	⑬	⑬

※0歳児クラス:満1歳までは延長保育の利用不可(1歳の誕生日の翌月から利用可能)

⑩7:00~7:30 1.2歳児クラスは、月極2,500円・スポット300円(30分) / 0歳児クラスは、月極3,000円・スポット400円(30分)

⑪18:31~19:00 1.2歳児クラスは、月極2,500円・スポット300円(30分) / 0歳児クラスは、月極3,000円・スポット400円(30分)

⑫19:01~19:30 1.2歳児クラスは、月極1,500円・スポット300円(30分) / 0歳児クラスは、月極2,000円・スポット400円(30分)

⑬7:00~8:30、16:31~19:30 1.2歳児クラスは、スポット300円(30分) / 0歳児クラスは、スポット400円(30分)

※延長保育を利用される際は、事前に届け出が必要です。

※③の午前保育の日、⑤の長期休暇中の預かり保育(午前の部)ご利用の場合、給食費として370円いただきます。

③ 利用の開始及び終了に関する事項

○ 退園・転園

- ・退園を希望する場合は、退園日の1ヶ月前までに、下記書類を提出ください。
- ・転園が決定した場合は、速やかに下記書類を提出してください。
- ・その他、住所を変更される場合は、事前に職員へお伝えください。

※提出書類 ①退園届 ②保育所等退所届(市提出用、2号3号のみ)

※ご家庭の事情により休園を希望される場合にはご相談ください。

○ 利用の終了に関する事項

本園は、以下の場合には教育・保育の提供を終了いたします。

- ・園児が小学校就学の始期に達したとき。
- ・園児の保護者が、市町村が定める支給要件に該当しなくなったとき。
- ・その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

3 その他

① 緊急時の対応及び非常災害対策

○ 緊急時の対応

管轄警察署	東入間警察署
病院	中島医院（富士見市鶴瀬西2-16-54）
対応方法	園児に健康状態の急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに園児の家族等に連絡をするとともに、園児の主治医、園医等に相談する等の措置を講じます。
一斉連絡方法	・ コミュナビアプリにより、緊急時には情報を一斉配信しますので、アプリの登録をお願いします。
本園の対策	・ AED設置 ・ 事故防止に関する定期的な職員研修の実施

○ 非常災害対策

消防計画	入間東部地区消防組合東消防署 毎年4月届出	
	防火管理者	萩原 栄
避難訓練	火災等を想定した避難訓練を毎月実施します。	
防災設備	自動火災報知機・誘導灯・消火器	
避難場所	第1 避難：グラウンド	第2 避難：駐車場
園児の引渡し	上記避難場所の、より安全な場所で職員が行います。	

② 提携する医療機関等

	園医	園歯科医
病院名	中島医院	竹内歯科医院
所在地	富士見市鶴瀬西2-16-54	富士見市鶴瀬東1-10-43
院長名	中島 市郎	竹内 英明
TEL	049-251-0793	049-251-0503

③ 虐待の防止のための置に関する事項

乳幼児の人権の擁護、及び虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対する研修の実施、その他必要な措置を講じています。また、緊急時の対応として、不適切な養育の兆候が認められる場合には、児童虐待の防止等に関する法律、その他の関係規定に従い児童相談所へ通告します。その他、関係機関と連携し必要な対応を講じます。

④ 要望・相談・苦情等の受付

本園では、要望・相談・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

本園ご利用 相談窓口	・受付担当者 萩原 大輔・萩原 明子 ・解決責任者 園長 萩原 栄 ・ご利用時間 8：30～17：00（月～金） ・TEL 049-251-3468 ※担当者が不在の場合は、本園職員までお申し出ください。
---------------	--

⑤ 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

本園では、以下の保険に加入しています。

賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

保険会社	保険の種類
東京海上日動火災保険 株式会社	対人保障 1名につき1億円 対物保障 1事故1,000万円
独立行政法人日本スポーツ 振興センター	災害共済給付 医療費、見舞金の給付 (負傷、疾病、傷害、死亡)

⑥ 守秘義務及び個人情報の取扱いについて

- ・園児及びその保護者等にかかわる個人情報については、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用します。
- ・小学校への円滑な移行接続が図れるよう、入学先の小学校との間で情報を共有すること。
- ・市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用すること。
- ・他の保育所等へ転園する場合、その他兄弟姉妹が別の施設等に在籍する場合において他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・緊急時において、病院その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・一部の保護者参加行事を除き、園内での撮影は原則禁止とする。コミュなびアプリなどに掲載の園内写真を、無断でSNSなどへのアップロードも禁止すること。
- ・本園のホームページは、園児及び保護者職員のプライバシーを尊重の上情報発信のために一般に公開しています。写真の取り扱いについては、十分に配慮をいたしますが、掲載を望まれない方は必ずお申し出ください。